

Title	仙臺藩格例：附・伺書決議案
Sub Title	The criminal law of Sendai-han
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.6 (1957. 6) ,p.50- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570615-0050

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

仙臺藩格例

附・伺書決議案

解題

六年前、私は本誌第二十四卷八號に「刑法局格例調考——仙臺藩刑法の一研究」と題する論考を發表した。「刑法局格例調」というのは、大正四年の頃、東京帝國大學所藏の徳川幕府評定所記録を京都帝國大學が複製した際、同記録中に混入していた藩刑法十種の一つであつて、仙臺藩刑法の記録文書である。そして、東京大學所藏の原本が、大震災によつて湮滅してからは、京都大學の副本が唯一の傳本として珍重すべき資料とされてきた。この複製事業を擔當された三浦周行博士は、その文書の性質を、明治政府の刑法局が蒐集、調査した仙臺藩刑法と推定されていたのである。⁽²⁾しかし、博士にはそれを對象にした研究論文は見當らない。この文書の内容をはじめて解明されたのは、小早川欣吾教授であつた。教授は「明治初頭に於ける二、三の藩の刑法典について」と題する論考の中で、

手塚豊

この文書を採りあげ、明治初年の頃、仙臺藩において制定された刑法典であると推定され、重要な條項を擧示しつつその概要を考察されたのである。⁽³⁾「刑法局」の名稱については、三浦博士とは異なり、一應仙臺藩の司法官廳名であつたと推定されながらも、教授が利用された仙臺關係の郷土資料に、そうした名稱の機關が存在しないことから、明白な斷定をさしひかえられたのであつた。⁽⁴⁾前掲の拙稿は、そうした小早川教授の研究業績に追従して、未熟な私見を述べたものであるが、その要旨は、

- (一) 明治初年の仙臺藩に、刑法局と呼ぶ機關が存在したことを示す二、三の間接的資料があることからみて、「刑法局格例調」⁽⁵⁾は、仙臺藩刑法局の「格例調」と推定されること。⁽⁵⁾
- (二) 明治政府の初期に、刑法局という機關は存在せず、三浦博士の説は全くの誤解であり、この文書は明治八年一月司法省の命により宮城縣が提出したものと考えられること。⁽⁶⁾
- (三) その内容に、降伏後の仙臺藩としては實行不可能の刑罰(例

えば流刑)を含んでおり、また各條項の語尾が「申付候事」「相行候」「例モ御座候事」という文言で結ばれている場合が多いことからみて、小早川教授の「刑法典」説には疑問があり、それは一種の刑事先例調査書と考えられ、作成時期は、明治二年頃と推定されること。

(4) この「格例調」によつて知られる徳川末期から明治初頭にかけての仙臺藩刑法の様相は、大體において幕府法に準據したものであること。

等である。しかし、その當時、私は京都大學所蔵本をみる機会を有せず、それがため「各國刑法比照」(明治十六年參事院出版)に「仙臺藩刑法」として散見する條項をもとにして、それに小早川教授があげられたものを附加し、ようやく知りえた全體の八割強の條項を考察、検討の對象にしたのであつた。

先般、私は計らずも内閣文庫所蔵「宮城縣史料」制度之部に、「刑法局格例調」の内容に符合する文書が掲載されているのを知つた。従前、京都大學ではその所蔵に係る各種藩法を「藩法資料集成」の名で覆刻が企てられ、第三卷まで出版されたが、太平洋戦争のために中斷し、「刑法局格例調」の覆刻までに至らなかつたことがある。將來、その覆刻が行われる機会があるかとも思われるが、それはそれとして、多少の字句の異同がある内閣文庫本も、おそらくは唯一の別本として貴重な資料と思われる。ここにその全文を覆刻發表する次第である。

その文書を掲げる原本の説明に曰く、

舊仙臺藩ノ刑罰往古ヨリノ格例ニ因テ處斷シ來レリ。新律未タ

仙臺藩格例

出サルノ前ハ、一ニ格例ニ因テ處決ス。新律既ニ頒布ノ後未決犯人ノ如キハ、律ニ因テ處スル固ヨリ論ヲ待ツト雖、既決舊格例ニ因リ處分スル者、處刑ニ在リ、未タ滿限ナラサル者、新律ニ參照シ、經伺、又ハ縣限決議ヲ以テ更ニ減罰スル者アリ。乃舊藩格例及ヒ何書決議案左ノ如シ。(手塚監)

ここにいう「新律」は、明治三年十二月頒布の新律綱領を指す。「舊藩格例」とのみいつて、刑法局の調査に係る旨の記載が全く見當らない點は注意を要する。すなわち、この説明からは、その格例の調査時期は残念ながら明らかにならないのである。また「何書決議案」は、前掲の説明にいうごとく、藩刑法から新律綱領への過渡期に際しての措置を示す珍しい資料と思われるので、末尾に附録として併せ覆刻することにした。なお、本稿を「仙臺藩格例」と題したのは、前掲説明の「舊藩格例」に因んで、便宜上、筆者が名付けたものである。

小早川教授の前掲論文によると、京大本「刑法局格例調」の條數は、「倫理ヲ紊ル類」十一カ條、「殺人之類」三十三カ條、「盜賊之類」三十六カ條、「奸惡之類」十九カ條、「法令違反之類」三十三カ條、「緩慢之類」九カ條、「過誤寛宥類」二カ條、「不法不義類」二十カ條であり、それに「土族刑法」「卒族以下刑法」をそれぞれ一カ條として加えると、合計百六十五條の計算になる。内閣文庫本「格例」では、「倫理ヲ紊ル類」と「奸惡之類」がそれぞれ一カ條ずつ多い。前者の場合は、「母ヲ打擲蹴倒シ候云々」が京大本では「父母ヲ打擲或ハ疵付候云々」の附記になつてゐるのに對し、文庫本では獨立の簡條になつてゐるためである。後者の場合は、その理由を

確めえないが、おそらく同種の誤差であろう。

各條項の内容についてみるに、小早川教授のあげられている京大本の條項(七十カ條を引用されている)と、内閣文庫本の該當條項とは、若干字句の相違する箇所をのぞいては、ほとんど同じである。したがって、この二種の傳本は、全く同一系統のものといつてよからう。「宮城縣史料」は、明治七年十一月、太政官の命を承けて同縣が編纂したものであり、また京大本「格例調」の原本は、前にも述べたごとく明治八年一月の司法省布達によつて同縣が提出したものである。とすれば、寫本作成の時期もほとんど同時であつたものと思われる。前掲「刑法比照」は、後に司法省の蒐集書を利用して編纂したものであつた。

附録に掲げた「伺書決議案」は、「格例」とは直接の關係はないが、種々の問題をふくむ興味ふかい資料である。

元來、明治三年十二月頒布の新律綱領は、「斷罪依新頒律」の「凡律ハ頒降ノ日ヨリ始ト爲ス若シ所犯頒降已前ニ在ル者モ並ニ新律ニ依テ擬斷シ舊律ヲ援用スルコトヲ得ス」によつて、未決犯罪者にのみ遡及効をみとめていたが、頒布後約一年半を経た五年六月十日、次のような太政官布告によつて、その效力をさらに遡及させる措置を採つたのである。

前律御頒降以前、於各府縣ニ致_レ處斷_二候流罪以下ノ者……今般更テ左ノ通夫々新律ニ照シ各府縣ニ於テ處置致シ候上司法省ヘ可_二届出_一事

第一 新律ヨリ輕キニ處シ有_レ之分ハ如_レ舊可_二措置_一事

第二 新律ヨリ重キニ處シ有_レ之分新律ニ可_二引直_一事

但俸祿田産等ノ已ニ没入スル者ハ還與ニ不_レ及
第三 新律ニ照ストキハ年限已ニ過ル者直ニ放免可_レ致事
この布告は、あたかも現行刑法第六條にみられるような趣旨を、舊法による處刑濟の者にまで擴張せんとするものであつた。「伺書決議案」は、宮城縣がこの布告に則つて行わんとした措置を示している。縣限決議案に對する指令は見當らないが、おそらく聽訟課の決議通り實行されたのであらう。

この「決議案」にあらわれている舊法による判決の日附は、もつとも早いものが三年六月十四日、最後は四年二月晦日である。その他、逃亡脱獄者に對するものに、四年八月四日と五年四月十日の判決がふくまれている。この最後の判決は、徒刑三年囚の脱獄に對して杖七十と徒三年をあらためて言渡したもので、明らかに新律綱領「徒流人逃」に據つたものであるが、四年八月の判決は、徒刑二年囚のそれに徒二年半を言渡しており、綱領に據つていない。とすれば、四年八月以前には、新律綱領が實施されていなかつたものと推察してよからう。他方、五年三月廿五日、強盜に關しての司法省に對する宮城縣向に「罪人拒捕更_レ毆チ折傷以上ノ條ニ比附シ云々」⁽¹⁴⁾と綱領の捕亡律「罪人拒捕」を引用しているから、その頃には綱領を施行していたことがわかる。すなわち、仙臺縣あるいは宮城縣における綱領施行の時期は、四年八月から五年三月までの間であつたとみていい。四年七月に仙臺藩が廢止され、仙臺縣が置かれたが、當初は舊藩關係者による施政がつづき、政府から鹽谷良翰、遠藤温が參事、權參事として差遣されたのは、ようやく同年十一月二日、仙臺、登米、角田の三縣を合併して仙臺縣が再置された時であ

つた。しかも同縣が宮城縣と改稱されて(五年一月八日)、實際の政務を開始したのは二月八日であつたといわれている⁽¹⁶⁾。あるいはこの頃まで、新律綱領は全く實施されなかつたのかも知れない。すくなくとも、仙臺藩の存續中、そしてまた最初の仙臺縣の初期には、それが實施されていなかつたことは、ほぼ確實であらう。いずれにせよ、前に引用した原本の説明に「新律既ニ頒布ノ後未決犯人ノ如キハ、律ニ因テ處スル固ヨリ論ヲ待ツ云々」とあるのは、多少事實と相違するものといわねばならない。

また、「決議案」にみられる舊法による判決の全てが、士族に對しては禁獄、卒族以下に對しては徒刑である點もみのがしてはならない。これらの刑罰は、「格例」には存在しないものだからである。明治政府は、元年十月晦日の行政官布達以來、各府藩縣に對して徒刑を懲罰していたが、仙臺藩もその方針に則り、徒刑およびその間刑として禁獄の制度を採用したものとと思われる。前にも述べたごとく、「決議案」にあらわれている最初の判決は、三年六月十四日であるが、別の資料によると、すでに同年三月十三日竊盜に對する禁獄百日の判決があるから、その頃にはすでに「格例」の刑罰體系が崩れて、禁獄、徒刑の制度が行われていたのであらう。

(1) 拙稿「刑法局格例調考——仙臺藩刑法の一研究」本誌第二十四卷八號一頁以下。この論考は、多少の補正を加えて、近刊の拙著「明治初期刑法史の研究」に収録した。以下の引用は同書に據る。

(2) 三浦周行「失われたる近世法制史料」續法制史の研究・一四五頁—一四五二頁。

仙臺藩格例

(3) 小早川欣吾「明治初頭に於ける二、三の藩の刑法典について」明治法制叢考・二八五頁以下。

(4) 前掲書・二八五頁。

(5) 前掲拙著・二二三頁—二二四頁。

(6) 前掲書・二二二頁。

(7) 前掲書・二二六頁—二二七頁。

(8) 前掲書・二二九頁以下。

(9) 「宮城縣史料」第二冊(制度部)。

(10) 小早川・前掲書・二八八頁—二九八頁。なお、小早川教授は、同書の別の個所で「總て百四ヶ條」ともいわれるが、これは何かの誤りであらう(前掲拙著・二三九頁參照)。

(11) 小早川・前掲書・二八八頁。これは印刷の際の誤植かも知れないが、疑問としておく。

(12) 「刑法比照」によるも、それは別條である(同書・第五卷・七九〇頁)。

(13) 内閣文庫「展示圖書解題」(昭和三十年)六頁。

(14) 前掲宮城縣史料・第一冊(政治部)。

(15) 各地方における綱領の施行状況については、前掲拙著・五

三頁以下參照。

(16) 前掲宮城縣史料・第一冊。

(17) 前掲拙著・一五四頁參照。

(18) 前掲宮城縣史料・第一冊。

後記 貴重な資料の公表を許可された内閣文庫の御厚意を深謝し

たい。

凡例

- 一、括弧の中は、すべて筆者の註記である。
- 二、(朱書)の部分は、原文朱書の箇所である。
- 三、文字の配列、大小は、なるべく原形を保つように印刷したが、若干變更した部分もある。また特殊の假名を便宜上から普通の字體に改めたものが少數ある。

格例

- 土族罪刑法
- 於牢前刎首
- 於牢前切腹
- 其身屋鋪ニテ切腹
- 遠流 牡鹿郡江島
- 近流 牡鹿郡田代 同郡網地 同郡長渡
- 他國追放
- 遠川切追放 但北方ハ盤井郡北上川ヨリ北南ハ柴田郡阿武川並宮川ヨリ南ヘ遣候
- 他人預
- 三郡追放 宮城郡 名取郡 黒川郡
- 二郡追放 宮城郡 名取郡
- 一郡追放 城下並宮城郡
- 城下追放
- 親類預

- 改易
- 滅祿
- 逼塞
- 閉門 但隱居並子弟ノ類ハ閉戸
- 蟄居
- 謹慎 (まじ)
- ○……呵申付候事
- 卒族以下刑法
- 竹鋸ニテ挽首後磔
- 火罪
- 磔
- 梟首
- 刎首
- 遠流 牡鹿郡江島
- 嶋奴 但牡鹿郡田代網地長渡三嶋之名主ヘ相預置候事
- 近流 牡鹿郡田代 同郡網地 同郡長渡
- 遠川切追放
- 以上家財缺所申付候
- 右之罪條ニ當リ候罪科之内情狀輕キ者ハ其時々取調五六ヶ年之奴ニ相行遠郡ノ邑長ヘ預置候事
- 奴 但追放之等ニ相當之女ハ凡テ奴ニ相行候
- 三郡追放 本所並向寄郡邑三郡之内ニ入ルヲ禁スタトイ右罪條ニ相當候罪科トイヘトモ事狀ニ依奴ニモ相行 (まじ)
- 二郡追放 但三郡追放理書之通以下陪隸准之

- 一 郡追放
- 一 邑追放 城下共ニ
- 一 城下追放
- 一 扶持米召上品ニヨリ半扶持米召上
- 一 牢舎
- 一 戸結
- 一 押込
- 一 親類共ニ預置 但亂心又ハ渴命相續成兼候者之類
- 一 過料
- 一 以上
- 一 倫理ヲ紊ル類
 - 一 主人ニ毒ヲ與候者不至死トモ市町引晒磔ニ相行事
 - 一 父母ヲ打擲或ハ疵付候者於當所磔ニ相行候事
- 一 附 手ニテ打候者梟首突倒候(實の名譽)遠川切追放ニ相行候例モ御座候事
 - 一 母ヲ打擲蹴倒シ候士刎首ニ仕候事
 - 一 伯父ヲ打擲シ候者遠流疵付候得ハ梟首仕候事
 - 一 君父之非儀ヲ訴候者於當所磔ニ行候事
 - 一 夫兄ニ不順ナル士ハ刎首卒族以下ハ梟首仕候事狀ニ寄輕等ニモ相行候事
 - 一 子ヲ捨候者牢舎或ハ一村追放ニ行候事
 - 一 竹ニテ被打候由ニテ伯父ヲ打候者近流ニ行候事
 - 一 夫留主中家出シ他へ縁付候女近流事情ニ寄輕ク相行候例モ御座候事

仙臺藩格例

- 一 母之居家へ相越シ高聲ニ噪白又ヲ顯シ候士族刎首仕候事
- 一 家跡ヲ可奪タメ本主へ毒酒ヲ與ヒ候者磔相行候事
- 一 病身之妻ヲ追出シ流浪ニ爲至候者近流相行候事
- 一 殺人之類
 - 一 人ヲ殺候者先ハ死罪人ニ被頼殺候者モ同等ニ相行候事
 - 一 主ヲ弑之者市町晒竹鋸ニテ挽首後磔ニ相行候事
- 一 但主人之嫡子ヲ殺候者同等明證無之者ハ一命ヲ助遠流ニ相行候例ニ御座候事
 - 一 主人之次男三男等殺候ハ市町ヲ引晒磔ニ相行候事
 - 一 父母ヲ弑シ候者市町引晒竹鋸ニテ挽首後磔相行候事
 - 一 祖母ヲ弑シ候者竹鋸ニテ挽首磔ニ相行候事
 - 一 君父ヲ弑シ候者不行刑已前死候得ハ其屍如法相行候事
 - 一 夫兄伯父ヲ弑シ候者磔ニ相行候事
- 一 但夫ヲ弑シ候明證雖無之殺害ニ疑敷士之妻遠流父之申付ニ隨ヒ候由ニテ兄ヲ殺候士族刎首仕候例ニ御座候事
 - 一 嚴ニ警戒セラレ候ヲ指咎師ヲ殺候出家市町引晒事情ニ寄梟首相行候例ニ御座候事
 - 一 但師同様恩ヲ受候者ヲ殺候出家梟首ニ相行候例モ御座候
 - 一 叔母之夫或嫂子弟ヲ殺候農商等ハ梟首相行候事
 - 一 養子不當之所行有之由ニテ怒氣ニ乘シ又傷死亡ニ爲至候士族滅祿之上閉門申付候事
 - 一 小兒ヲ差置妻出奔養育成シ兼所置ニ逼リ右小兒ヲ殺害シ候卒族入牢申付候事
 - 一 短慮ニテ弟ヲ又傷シ右疵ニテ死亡ニ爲至候士族切腹申付候事

一 養弟不當之所爲有之由ニテ父俱々又傷死亡爲至候士族遠流相行

父ハ^(ま)鐵之半ヲ滅シ閉門申付候例ニ御座候事

一 妻ヲ殺シ候者土ハ切腹卒族以下ハ刎首ニ相行候事

但妻不屈有之由ニテ短慮ニ殺害シ候士族遠流或ハ同行行ニ

テモ其品ニ依及殺害候テモ閉門申付候例モ御座候事

一 酌酒シ家僕ヲ手殺シ候士族流罪ニ相行候事

卒示ニ下男下女ヲ殺シ候者流罪ニ相行候事

一 狂亂之者弟若ハ妻子並下男下女ヲ殺シ候者永ク入牢申付又ハ親

類ヘ預圍ヘ入置候例ニ御座候事

但病鬱蕩心シ妻ヲ殺シ候士族入獄申付候例ニ御座候事

一 盜ノ爲メ人ヲ殺盜賊候者梟首品ニ依磔ニ相行候事

但明證無之者ハ遠流ニ相行候例ニ御座候

一 狂亂酌酒之非理ニ人ヲ殺シ候者都テ刎首ニ行候事

但士族ハ切腹申付候事

一 妻密夫ト合議本夫ヲ殺シ候者ハ磔ニ相行候事

但密夫本夫ヲ殺候ニ同意シ候狀實有之女ハ梟首ニ相行候例

モ御座候事

一 有夫之女ヘ密通シ其夫ヲ殺候得ハ梟首相行候事

但士族ハ刎首之例ニ御座候事

一 無禮之舉動ニ被及候カ何ソ無據筋有之人ヲ手殺候者ハ無構差置

候事

一 砲發シ誤テ人ヲ殺候者一郡追放ニ相行候事

一 妻ト口論シ薪ニテ衝キ死亡ニ爲至候者近流ニ相行候事

一 餅ヲ搗候節杵ヲ誤テ傍人之頭ヘ當死亡ニ爲至シ者三郡追放ニ相

行候事

一 喫居候烟管ヲ蹴ニ突喉ヲ傷爲至死亡候卒族扶持米召上候事

但同行ノ者ヲ狐狸ト疑惑シ及殺害候者刎首ニ相行候事

夜中居家之後ニ忍居候者ヲ盜賊ト見詰打殺隱密シ居候ヲ近

流ニ相行候事

木ヘ攀居候子供ヲ蹴ニ搖落シ爲至死亡者ハ奴ニ相行候例ニ

御座候事

一 聲並妹聲ヲ酌酒中或ハ一旦之怒氣ニ乘シ又傷死亡爲至候者刎首

ニ相行候事

一 口論爭擊候節捌人ニ立入候者ヘ疵付死亡爲至候者近流ニ相行候

事

一 口論之上手之指ヘ喰付候疵所本ト成加病相出爲至死候者遠川切

追放ニ相行候事

一 其舟主ト成兩人ニテ一人ヲ相手ニ口論擊鬪シ一人傷付即死ニ爲

至候節ハ主ト成候者近流殺シ候者刎首ニ相行候事

一 人殺ニ手傳候者遠流ニ相行候事

但品ニ依本條ヨリ輕等ニ申付候者モ御座候事

一 親ヲ被及打擲候ヲ憤リ爭擊候者ヘ助力シ右子供俱相手ヲ打殺シ

候者遠流ニ相行子供ハ近流ニ相行候事

一 密夫ヲ殺シ妻ヲハ手延ニシ候未熟之者ハ近流ニ相行候事

盜賊之類

一 公物ヲ竊掠シ候士族刎首ニ相行候事

家財缺所男子親類ニ相預候事

一 同罪ヲ犯シ候卒族ノ者梟首ニ相行候事

但引負之品輕ク候得ハ刎首又ハ流罪或ハ追放等ニ相行候事
一 主人之家屋舖可奪奸巧ノ者市町引晒磔ニ相行候事
一 主人之財寶取逃致候者刎首ニ相行候事

但盜之品輕候ヘハ遠川切追放尙輕キハ一郡追放ニモ相行候事

一 卒族公物ヲ盜候者金一步已上遠川切追放金二步已上近流金三步已上遠流金一兩以上ニ候ハ、死罪ニ申付罪疑敷者ハ其時々取調一等二等相宥候事

附 陪隸之内力差之者ハ本條ニ准シ小祿者之召上モ同例申付候事

一 帶刀不致職人並夫卒等公物ヲ盜候者ハ金二步已上遠川切追放金三步已上近流金一兩已上遠流金一兩一步以上ニ候ヘハ死罪ニ相行疑敷者ハ其時々取調一等二等相宥候事

附 輕キ召仕之者ハ此條ニ准シ仕置行又宿守如キ輕キ者モ同然ヲ以仕置申付候事

一 農商之下人主人之財寶盜取候ハ、金一兩三步以上死罪ニ相行罪疑敷者ハ其時々取調一等二等相宥金一兩三步以下ハ此格ヲ以輕重用捨相行候事

但賤ト下女ニ不定者右死罪之等ニ當リ候者トイヘトモ近流相行候例ニ御座候事

右凡テ解中ニ於テ盜仕其品重ク又ハ忍入公物ヲ盜候類ハ其身柄之貴賤盜物之多少ヲ不論死罪ニ相行候召仕宿守並百姓町人之下々マテ主人之家ニテ盜仕其品重ク又ハ主人ノ家ハ忍入壁ヲ切藏ヲ破盜候類忍入候マテニ候共身分之貴賤盜ノ多少ヲ不論悉皆死

仙臺藩格例

罪ニ相行候事

一 陪隸之内家宰並重立候召仕之者主人之財寶金代盜取候ハ、其品之輕重ニ不依死罪ニ相行候事

一 金錢二十五兩以上之員數盜取候者刎首右價ニ准候品物盜取候者同等ニ相行候事

一 凡士族盜シ候ヘハ刎首ニ相行候事
但出家並修驗或ハ士族之婦女ハ流罪ニ相行候事

一 人數ヲ催シ押入強盜致シ者磔ニ相行候事
但五人以上於當所磔隨從之者ハ流罪ニ相行候事

一 追剝追落シ致候者梟首ニ相行候事
但品輕ク候ヘハ流罪ニモ相行候事

一 盜之タメ人ニ疵付候ヘハ其事不遂ト雖モ梟首ニ相行候事
藏破壁切謀計ヲ以物ヲ銜取候者梟首ニ相行候事

一 藏破壁切謀計ヲ以物ヲ銜取候者梟首ニ相行候事
但盜品之員數又ハ藏破壁切共ニ事情ニ寄其時々取調刎首隨從之者流罪又ハ追放ニ相行候事

一 藏破壁切ニ候共刃物ヲ不用元來損シ候所ヲ手ニテ引破候ヘハ死罪ニハ不相行盜物之品ニ寄遠川切追放ニ相行候事

一 錠子千切盜候者ハ死罪ニ相行候所品輕ク候ヘハ遠川切追放ニモ相行候事

一 惣テ盜ヲ本業トシ候者梟首品輕ク候ヘハ流罪ニモ相行候事
一 人商梟首士族ハ刎首ニ相行候事

一 女ヲ他領ヘ隱シ通シ候人商ハ磔ニ相行候手引致候者モ同等ニ候事
但人商宿スル者ハ追放ニ相行候被賣候家元ヘ差戻候事

- 一 牛馬盜取候者ハ臯首士族ハ刎首馬ヲ盜候節隨從候者流罪ニ相行候事
- 一 田畑之作物ヲ盜湯屋ニテ盜仕候類定格ヨリ一等重相行候事
- 一 惣テ小盜之遠川切^(分の不取)追放又ハ當所追放品ニ寄小盜之分入舍申付或ハ過料召上候事
- 一 盜物ト存ナカラ被頼取次賣拂可申ト仕候者藩中並一村追放程之小盜ニ候ヘハ過料召上本人死罪ニ相行候大盜ニ候ヘハ遠川切追放又ハ本人永入牢以下之仕置ニ申付候ヘハ右ニ准シ相者メ三郡亦ハ藩中一村追放等ニ相行候事
- 一 盜物數多預置候者盜物取次賣物ニ置候者盜物證人ニ成賣渡候者之如キ賣物盜物ト心付候者ハ前條ニ准シ盜物ト不心付分ハ過料召上勿論盜物ト不存候共品有之者ハ別ニ吟味仕候事
- 一 巾着切ヲ本業ト仕候者ハ小盜ニ准シ遠川切追放ニ相行再犯又ハ其品ニ寄流罪等ニモ相行候事
- 一 驛繼馬之馬丁其身駄送之荷物盜取候ヘハ藩中傳馬町引晒臯首ニ相行候事
- 一 驛場駄送之色品盜取候者三郡追放ニ相行候事
- 一 居家戸張懸鐵ヲ外シ忍入盜シ候者三郡追放ニ相行候事
- 一 旅籠屋ニテ盜仕候者三郡追放ニ相行候事
- 一 盜再犯之者ハ近流ニ相行候事
- 一 色品竊取候者三郡追放再犯之者近流ニ相行候事
- 一 凡下女盜仕候得ハ一ヶ年奴ニ相行盜ヲ本業ニ仕候得ハ五六ヶ年奴ニ相行遠郡名主ヘ預置候事
- 一 盜賊之頼ヲ肯ヒ合鍵拵遺候者遠川切追放相行候事
- 一 扶持米與ヘ置候程之者盜仕候ヘハ三郡追放相行候事
- 一 神社佛祠等ヘ備置候祭器類盜取候者先ハ遠川切追放ニ相行候又ハ品ニ依リ一郡追放位ニモ相行候事
- 一 重盜賊ヲ止宿セシメ盜品賣捌世話仕候者ハ遠川切追放ニ相行候品輕ク候得ハ奴ニモ相行候事
- 一 奸惡之類
- 一 徒黨ヲ結候者本人ハ磔品ニヨリ臯首流罪ニ相行隨從ノ者追放又戸結ニモ相行候事
- 一 但五人以上ノ徒黨ハ於當所相行候事
- 一 訴訟事荷擔シ奸巧ヲ企候者死罪品ニヨリ流罪ニモ相行候事
- 一 事ヲ巧ミ張文又制札ヘ黑シ或ハ上ヲ塗候者臯首相行候事
- 一 物ヲ盜ヘキタメ人家ヘ火ヲ放燒失爲致候者火罪ニ相行候事
- 一 但其事不遂者ハ遠流小兒徒ニ火ヲ付候者流罪相行候例ニモ御座候事
- 一 火ヲ鹿疎ニシ失火ニ爲及候者士族ハ謹慎卒族以下ハ押込置候事
- 一 但場所柄ニヨリ一二等重クモ相行候
- 一 偽書偽印仕候者ハ士族ハ刎首卒族以下ハ臯首情狀輕候得ハ罪等相宥候事
- 一 事ヲ巧重キ偽ヲ申掛或ハ訴候者磔品ニヨリ臯首又ハ刎首又申懸之品ニ寄流罪追放ニモ相行候事
- 一 贖金鑄造候者ハ磔相行候職方ニ被雇又元金ヲ出シ候者流罪遣方^(案主)シ候者モ同等ニ相行候事
- 一 役人之眞似仕候者臯首品ニ寄流罪隨從之者ハ遠川切追放ニ相行候例ニ御座候事

一年黃米惡米又ハ糠之類杯入交候者遠川切又ハ三郡追放ニ相行候事

一 遠川切以下追放之者無品立歸候得ハ三度マテ者如元相行初犯輕者ニテモ四ケ度立歸候得ハ死罪縱令四ケ度立歸候テモ本罪輕キ者或ハ立歸候趣意ニヨリ其時々取調遠川切追放或ハ死罪ニ相行候他國追放等立歸候者モ右ニ准相行候事

一 權威ニ誇リ注血盟書シ黨ヲ結我意ヲ擅ニ致候陪隸劊首右へ黨シ候者流罪以下ハ減祿閉門等申付候事

一 江ノ島ヲ破候者並獄屋ヲ破候士族劊首卒族以下ハ梟首助力致候者モ同様相行候事

一 獄中ニ於テ密々金子又ハ色品持居候士族蟄居ニ相行候事
一 搖術等之所行仕候士族近流又ハ他國追放卒族以下追放奴ニモ相行候事

一 遺恨ヲ以重冤ヲ申懸入牢之苦痛ニ爲至候者奴相行候事之輕ハ入牢ニモ相行候事
一 扶持米相渡候證印ヲ贗作シ他之扶持米ヲ竊候士族劊首其事不遂候得ハ遠流相行候事

一 藩中通用之楮幣贗造候士族劊首卒族以下ハ梟首相行候
但價楮幣遣方之者近流相行候

一 秤贗作候者入牢申付候事
一 密錢吹方致候者近流隨從之者ハ遠川切追放等ニモ相行候事

一 法令違反之類
一 博奕ヲ常ニ業トシ候者並或ハ再犯ニ及候者遠川切追放三犯ニ及候得ハ近流相行候事

一 博奕ヲ常ニ業トシ候者並或ハ再犯ニ及候者遠川切追放三犯ニ及候得ハ近流相行候事

一 卒族並陪隸鄉村役付町役之類其品ニヨリ追放或ハ扶持米召上候事

但其身犯サス候共博奕宿シ或ハ見物シ候者ハ犯シ候者同罪相行候事

一 百姓町人博奕ヲ犯シ候へハ一ケ年奴ニ相行宿仕候者ハ市町之辻或ハ當所ニ於テ日數七日晒後奴ニ相行鄉村役付又ハ町役之者へ預置候其中奴ニ難相行者ハ日數三十日入牢申付候上過料錢召上女モ同様申付候事

一 博奕宿シ候者之人頭五人組合過料召上候其中十五歳以下ノ者並後家女坐頭女人頭之者ハ無構或ハ五人組等ヨリ致穿擊申付候ハ、其者咎メ不申候事

一 凡士族博奕ヲ犯候得ハ他國追放ニ相行候事
一 相禁シ置候節禁ヲ犯シ濁酒造候へハ犯人並組合共過料錢召上清酒密造之者ハ奴ニ相行密々酒商賣之者入牢申付候事

一 士族禁ヲ犯シ遊所へ出入候者改易役目有之者ハ其趣意ヨリ切腹又ハ他人預申付候卒族ハ扶持米召上候事
一 禁ヲ犯シ爲渡世之遊女ヲ抱置候者遠川切追放遊女ハ家元へ差戻候事

一 藩用之林木又ハ私ノ林木ヲ盜伐候者入牢申付過料錢召上日中公然大勢押入林木ヲ伐候類ハ主謀之者死罪ニモ相行候事

一 山守役ノ者當林ヲ盜伐候者ハ近流ニ相行候事
一 禁ヲ犯シ操芝居並小見セ物等都テ木戸ヲ擗錢(木七)ヲ取多人數集會爲仕候者ハ地主並主立候者奴地主不居合候共同等ニ相行候右場所之名主等入牢地主之組頭戸結地主組合ハ過料召上其中組合等ニ

テ訴出候ハ當人ハ構不申候事

一 無始末ニ他ヘ奉行ニ取付候士刎首士以下ハ流罪又ハ三郡追放相行候事柄ニヨリ奴ニモ申付候下請之者遠川切追放又ハ一郡追放相行候

一 士出奔ニ及候得ハ家跡沒收家財缺所相行候事

但一度出奔候共立歸候ハ、其儘親類ヘ預置候出奔ニ及ヒ闕所不相行内立歸候者ハ改易並家督召放闕所以後立歸候ヘハ前條之如ク親類ニ預置候事

一 罪有之預相成候者致出走候得ハ死罪本罪預之品ニ寄如元之預ニ相行候事

但士族之隱居出奔之節持道具缺所ニ相行候事

一 卒族ノ出奔立歸候節入牢舎ニ申付候事

一 遁逃ノ百姓其者之五人組一人ヨリ過料金一兩ツ、召上候遁逃百姓ヲ潛匿爲仕候者過料金五兩右五人組一人ヨリ金一兩ツ、召上候尋出シ引返候ハ、其者ノ過料ハ相返候極貧ニテ無據逃去候者ハ入牢申付跡ニ百姓人頭指除申候事

一 富蘭ニ類シ候事ヲ取行候士族他國追放ニ相行候事

一 禁ヲ犯シ賭弓賭將碁仕候者入牢申付賭鐵炮討候卒族扶持米召上輕キ賭之類ハ叱申付賭弓ハ組合ノ者共押込申付候事

一 召仕之女ニ遊婦ニ均敷舉動ニ及候者ハ奴右之女並遊女ヲ相手ニ仕候者入牢申付候事

一 鐵炮無始末ニ持居候者並猥ニ鐵炮買候者奴ニ相行候其中押込申付過料召上候例モ御座候事

一 芝居見物候士族減祿之上閉門申付無祿士族ハ謹慎女モ同斷相行

候事

一 隙等出訴之士族ハ謹慎士以下ハ入牢又ハ押込申付候事

一 身分輕キ者身許ヲ僞リ士族之養子相成候得ハ臈首ニ相行候事

一 身分輕キ者身許ヲ僞リ士分陪隸之養子ト成候ヘハ遠川切追放相行候事

一 他人ニ被欺身分輕キ者ヲ養子ニ仕候士族ハ改易又ハ閉門ニモ相行候取初ヨリ乍心得居養子ニ仕候士族遠流又ハ輕輩ヲ其身弟ト稱シ士ヘ養子ニ遣候者近流又ハ同ク養子ト仕候節親類ト僞リ連

印仕候者近流品ニヨリ追放ニモ相行候事

一 金錢ヲ貪リ養子實請候士族改易相行候事

一 商人ノ娘ヲ妻ニ致候士族改易相行候事

一 藩ノ粟米ヲ賣拂役人ヲ欺破船荷打之駄ニ取繕申出候水主刎首相行候事

一 他方者身許不探索數日指置候又ハ日傭ニ抱ヘ候者又ハ數月召仕候類其身並組合共戸結又ハ押入申付候事

一 帶刀之者出奔シ追々脱刀仕立歸候士族平民ニ身分ヲ落シ遠川切追放相行候事

但祠堂ノ者出奔シ帶刀ヲ棄立歸候者ハ三郡追放相行候例モ御座候

一 身元不束之者不探索ニ召仕置候士族ハ謹慎申付候事

一 獨身者無宿者等召仕又止宿爲仕候者押込申付候事

一 諸品法外之高價ニ賣立候商人奴ニ相行候事

但其時々取調之上事狀次第追放並市中ニ晒過料ヲモ召上候例モ御座候事

緩慢之類

- 一 吟味中親類へ預置候者取逃シ候得ハ其節詰合候親類祿半ヲ減シ閉門士以下ハ入牢又ハ追放ニ相行候事
- 一 卒族預之囚人取逃候へハ扶持米召上百姓等ハ戸結陪隸ハ押込申付候事
- 一 亂心者之締リニ附居取逃シ候士族謹慎申付候事
- 一 士分之者ヲ不探索ニテ士以下ニ取扱ニ仕シ者卒族ハ入牢士族ハ閉門申付候事
- 一 卒族へ不吟味ニ繩相懸候捕亡卒等押込申付候事
- 一 隼米運船ノ俵數ヲ改違ヒ又ハ等閑ニ改所ヲ相通シ候役人ハ閉門申付候品ニ寄輕クモ相行候事
- 一 藩甲之諸品ヲ私ニ質入シ奸巧ヲ縱ニ仕候士族刎首士以下梟首相行候事
- 一 藏守役所守藏ヨリ品物盜取ラレ候ヲ不心付居候者押込申付候事
- 一 在職ノ者勤方緩慢或ハ賄賂ヲ貪リ又ハ藩用ノ品物ヲ損亡仕候類ハ其情狀ニ寄改易又ハ閉門蟄居品ニ寄謹慎士以下モ右ニ准シ相行候事
- 一 過誤寬宥類
- 一 狂亂之者人ニ疵付候得ハ親類ニ相預圍入申付候親類無之者士以下ハ永ノ入牢申付候事
- 一 七十歳以上十五歳以下之者其罪之品ニ寄一等相宥候事
- 一 不法不義類
- 一 有夫之女へ密通シ候男女ハ共ニ嶋奴強テ犯シ候へハ男ハ死罪女ハ無構差置候事

但有夫之女へ密通之士族遠流女ハ近流例モ御座候事
 無夫之女江密通シ候男女ハ共ニ入牢強テ野候得ハ男ハ嶋奴女ハ無構差置候事

- 一 但無夫之女へ密通シ候士族閉門女ハ謹慎淨土眞宗之出家ハ蟄居ニ相行候例モ御座候在職之者右之所行御座候ハ、其役ニ依リテ其時々取調死罪ニモ相行或ハ死罪相宥候例モ御座候事
- 一 喧嘩口論人ニ疵付不具ニ爲至候者ハ遠川切追放不具ニ不至候ハ、入牢申付候事
- 一 障病ニテ争鬪之場ヲハスシ候得ハ士族並從僕ハ他國追放農商等ハ無構差置候事
- 一 但士族ハ其時々取調情狀次第死罪相行候モ御座候事
- 一 制服違反ノ者士以下入牢申付候事
- 一 養母ト密通シ候士族男女共刎首ニ相行候事
- 一 繼女ヲ強奸シ候者梟首相行候女ハ無構差置候事
- 一 養父ト密通之者梟首相行候事
- 一 密通ニテ嶋奴申付置候内再密通之女ハ刎首ニ相行候事
- 一 寡婦密通之者士族以下男女共刎首ニ相行候事
- 一 男女之別ヲ亂リ不作法ニ及者男女共入牢又ハ押込申付候事
- 一 囚人ヲ奪取候者磔ニ相行候事
- 一 國禁ヲ犯シ候ヲ被糺彈還テ其役人ヲ打躰シ候者梟首ニ相行候事
- 一 召捕人へ爲疵負候者遠流ニ相行候事
- 一 士族ヲ打躰爲疵負候者近流又ハ遠川切追放相行候事
- 一 懷妊之女ヲ打躰シ墮胎ニ爲至候者奴ニ相行候事

- 一 吟味中謹慎申付置候内他行仕候士族閉門ニ相行候事
- 一 酒店ニ入飲酒之士族閉門ニ相行候事
- 一 分ヲ犯シ百姓商人等帶刀致候者奴ニ相行候事
- 一 法外高利之金子貸借ノ士ハ謹慎士以下ハ押込ニ相行候事

附 錄

新律御頒布以前既決處刑中ノ者新律ニ參照處刑伺

宮城縣貫屬士族

松坂右膳父隱居

左近介妾

以 久

當申六十六歲

此者儀元來右膳家來死亡毛利傳左衛門娘御座候處追テ左近介妾ニ被召使居家事隨意ニ成兼候ヲ遺憾存去ル萬延元庚申年正月申戸主右膳江疵爲負候上差料之帶刀持逃候ハ、土道難立身ヲ引退隱ノ外有之間敷然ル上ハ同人幼若之子供ヲ家督トシ夫左近介ヲ當主同様ニシ其身威權ヲ擅ニ可致ト姦計ヲ回ラシ兼テ左近介小姓ニ召使置候片倉小十郎舊家來片倉新三郎ヲ詐謀ヲ以テ下婢まさエ奸姪ノ密謀シ剩其身モ追テハ奸通飽マテ新三郎ヲ邪路ニ誘入不道ノ企ニ荷擔セシメ右膳寢間エ忍入ラセ竟ニ同人エ疵爲負候上帶刀持逃セ候始末主君エ對シ悖逆ノ致方重疊不届ニ付可處嚴科之處大赦御布令有之去ル午年元仙臺藩ニオイテ出格之詮議ヲ以死一等ヲ宥終身禁獄申付置處今般新律御頒降以前於各府藩縣處斷流以下之者更ニ新律ニ照準シ輕ク處シ有

之分ハ如舊閣重キニ處シ有之分ハ新律ニ引直シ御省エ御届可申上旨太政官ヨリ御達ニ候處死刑一等ヲ宥候得ハ流三等ニ該リ候ニ付則準流十年申付可然哉

陸前國牡鹿郡新田町

百姓

長 八

此者儀先年金次郎ト申者ニ親ヲ討タレ右復讐トテ及殺害候處右金次郎儀ハ元仙臺藩ニオキテ人殺ノ仍科流刑所決濟相成候上ハ無罪ノ者ニ有之候ヲ右ノ暴舉相及候始末不届ニ付元石卷縣ニオキテ御仕置ノ儀相同候處終身流可申付旨御附紙ニ付去ル午年九月廿六日右申渡候處新律ニ據候得ハ終身流ト申刑無之ニ付準流十年ニ引直可申哉此段奉伺候以上

壬申八月廿日

宮城縣權參事 遠 藤 溫

宮城縣參事 鹽 谷 良 翰

江藤司法卿殿

い (朱書) く

二度ノ赦ヲ經ルト雖モ其情罪免シ難キ者トシ新律毆家長條奴婢家

長ヲ折傷スル者ニ擬シ指俵人ヲ以テ論シ絞罪却テ重シ舊ノ如ク据

置 司法 省印

長 (朱書) 八

新律人ヲ謀殺スル者ニ擬シ斬罪却テ重シ据置 司法 省印

縣限決議案

聽訟課

參事

奉 大屬 中里 爲 福

權參事

改 權大屬 渡邊 行義

新律御頒降已前於各府藩縣致處斷候流以下ノ者罪狀更ニ新律ニ照準シ各府縣ニ於テ處置致シ候上司法省へ可届出旨太政官ヨリ御達ニ付取調左ニ奉伺候

宮城郡菅谷村青麻

社神主對馬役介同

郡同村新古山林植

立上締制導役

鈴木 保

明治三年六月十四日監倉入同

四年四月五日病氣ニ付宿下ケ

此者儀宮城郡菅谷村官林主守相勤居所松木二十五本餘密伐賣拂同勤金作ニ被差留候節許可之上伐方候由偽リ免許書詐爲シ讀聞カ七候始末不束ニ付去ル午年六月十四日元仙臺藩ニ於テ閏刑ヲ以テ禁獄二年申付置候處律條凡監臨主守自ラ監守スル所ノ財物ヲ盜ム者ハ首從ヲ分タス賊ヲ併セテ罪ヲ論シ竊盜ニ二等ヲ加フト伐木代價金六兩一步竊盜一兩已上杖六十右ヘ二等ヲ加ヘ杖八十又詐僞律凡官ノ文書ヲ詐爲シ及増減スル者ハ皆徒三年省臺寮司府藩縣之文書ハ二等ヲ減スト凡ニ罪以上俱ニ發覺スレハ一ノ重キ者ヲ以テ論スト仍徒二年ニ該候處元仙臺藩ニ於テ閏刑ヲ以テ禁獄二年ニ處シ有之新律ヨリ輕キニ付如舊差置可申哉

仙臺藩格例

當縣實屬士族

大三郎厄介

明治三年七月五日監倉入明治三年十月大病出獄同四年六月七日日本復ニ付入同五年六月廿日又以病氣宿下ケ中

小栗 玉治

此者儀妾儀藥湯屋男方へ入湯ニ參候節店へ脱置候衣類青沼屋直吉儀間違ヲ以取出候由追テ承リ同人方へ罷越袂へ入置候金子一兩及紛失ニ候由申立右金爲差出受取又ハ縣下新傳馬丁新助方へ質入シ候衣類汚染相出候由申掛金一兩爲差出候始末重々不束ニ付過ル午年七月五日元仙臺藩ニ於テ閏刑ヲ以テ禁獄二年申付置候所律條凡官私ヲ詐欺シ財物ヲ取ル者ハ並ニ兩盜一兩以上杖六十則閉門六十日ノ處此者禁獄日四百六十二日仍テ禁獄差免可然哉

當縣實屬士族

安部 恭三郎

明治三年八月廿九日監倉入明治五年三月八日大病ニ付療養中親類預

此者儀去ル戊辰年紛擾中軍事兵糧方屬官ニテ伊達郡へ出張之節同所梁河中村屋喜平へ惡意シ其故ヲ以去ル午年中不圖仙臺ニ於テ出會シ候節兵糧殘石三百七十俵大銃四門パトロン七十五駄其他兵士荷物等數十駄伊達郡山地紙屋政右衛門方へ預置候由ニ偽リ右引當金七十五兩可借受ト取巧ミ田中藤治連署之證書ヲ詐爲シ相渡シ候ニ付右喜平疑ヲ興シ及出訴ニ候ニ付其事不遂ト雖モ不届ニ付去ル午年八月二十九日元仙臺藩中褫祿閏刑ヲ以テ禁獄二年申付置候所律條凡官私ヲ詐欺シ財物ヲ取者ハ並ニ賊ニ計ヘ竊盜ニ準シテ論ス竊盜財ヲ不得者ハ笞四十ト則謹愼四十日ニ該候所此者禁獄日五百七十二日仍右御差免可然哉

當縣實屬士族

陸三郎弟

明治三年六月十日監倉入壬申六月十四日大病ニ付療養中親族預 阿部源一郎

友三郎養弟

明治三年十一月廿四日監倉入壬申五月十日大病ニ付療養中親類預 四籠勝左衛門 同士族平十郎弟

此者儀薄暮女一人通行シ候ヲ送リ可遣由ニテ縣下細横下ニ於テ携

居候風呂敷包持可吳由ニテ取返シ挿シ候筈ヲ拔取逃去候始末不束ニ

付去ル午ノ年九月十日元仙臺藩中閩刑ヲ以テ禁獄二年申付置候所律

條人ノ財物ヲ拐帶スル者ハ賊ニ計ヘ窃盜ニ準シテ論スト得所ノ賊一

兩以上ニ付杖六十閉門ニ換六十日之處源一郎義禁獄日數六百五十四

日ニ相成候ニ付禁獄被指免可然哉

當縣實屬士族

直三郎養子

明治三年十一月廿四日監倉入壬申三月廿七日大病ニ付療治中親類預 杉村孝四郎

此者儀士族沼尾庄吉申合夜陰縣下寺小路滿願寺江押入金三步拜借

シ其他四籠勝左衛門尾關哲治俱々金錢強借可致ト所々徘徊候始末不

届ニ付去ル午年十一月二十四日元仙臺藩中禁獄二年申付置候處律條

強盜兇器ヲ持セス威力ヲ以人ヲ劫シ財ヲ得サル者ハ皆徒二年財ヲ得

ルモノハ賊ヲ分タスト雖賊ヲ併セ首從ヲ分タス罪ヲ科ス五兩已下徒

二年半ト則徒二年半ニ該候處閩刑ヲ以テ禁獄二年ニ處斷シ新律ヨリ

輕キニ付如舊差置可然哉

本文士族沼尾庄吉儀孝四郎同罪首從ヲ分タス禁獄二年申付置候處

過ル六月廿日監倉ニ於テ死去仕候ニ付取調不申候事

當縣實屬士族

友三郎養弟

明治三年十一月廿四日監倉入壬申四月十日大病ニ付療養中親類預 尾關哲治

此者共儀沼尾庄吉杉村幸四郎等俱々金錢強借可致ト所々江押入候

始末不届ニ付去ル午歲十一月廿四日元仙臺藩中閩刑ヲ以テ禁獄一年半

ツ、申付置候所律條強盜兇器ヲ持セス威力ヲ以テ人ヲ劫シ財ヲ得サ

ル者ハ徒二年ト仍新律ヨリ輕キニ付如元差置可然哉

此者儀當縣下舊修驗文珠院ヨリ衣類等借受返濟延引シ同人爲催促

罷越候節伯母おり儀一人居合候ヲ妻之由申立通奸被致候由申懸追テ

ハ大條豐三郎等江其段爲申聞内事ニ取片候間金子可差出旨強勢之相

談ニ及ハセ金子無之由被斷神前備置神鏡等持參致サセ候始末不届ニ

付去ル午年十一月廿四日元仙臺藩中閩刑禁獄二年申付置候所律條凡

人ノ財物ヲ冒認シテ己ノ物ト爲シ及ヒ局編スル者モ亦賊ニ計ヘ窃盜

ニ準シテ論ス窃盜一兩已上杖六十閉門六十日ノ處此者儀禁獄六百

三十一日仍右被差免可然哉

本文大條豐三郎儀其節閉戸百日申付候事

當縣實屬士族

良助父隱居

明治三年十一月廿四日監倉入 大宮幸左衛門

此者儀當縣下舊修驗文珠院ヨリ衣類等借受返濟延引シ同人爲催促

罷越候節伯母おり儀一人居合候ヲ妻之由申立通奸被致候由申懸追テ

ハ大條豐三郎等江其段爲申聞内事ニ取片候間金子可差出旨強勢之相

談ニ及ハセ金子無之由被斷神前備置神鏡等持參致サセ候始末不届ニ

付去ル午年十一月廿四日元仙臺藩中閩刑禁獄二年申付置候所律條凡

忠之助兄

明治三年十一月九日監倉入 白石文之助

此者儀親類上郡山丹宮方ニ厄介ニ相成居候節同人從僕所持之反物等盜取又ハ丹宮ヨリ被預置候衣類等賣拂代金酒食料ニ遣捨候始末不届ニ付去ル午年十一月九日元仙臺藩ニ於テ閏刑禁獄二年申付置候所律條竊盜一兩以上杖六十ト則閉門六十日ニ該候所此者禁獄五百八十三日仍禁獄被差免可然哉

以上士族九人

名取郡山村歸農

林平父隱居

明治三年六月廿四日徒場ニ入ル午八月十日病氣ニ付藥用中家ニ送ル 兵 太 夫

此者儀伯父同村百姓權十郎方へ白晝忍入衣類等數品盜取始末不届ニ付去ル午年六月廿四日元仙臺藩中徒二年申付置候所律條凡各居五等ノ親財物ヲ相盜ム者ハ凡人ニ一等ヲ減シ四等三等二等ノ親ハ各一等ヲ遞減スト竊盜一兩已上杖六十此者各居ノ二等親ノ財物ヲ竊仍四等ヲ減シ廿二十徒役日數折シ二十日此者已ニ使役スル事四十四日仍右刑被差免可然哉

縣下東昌寺附舊

家來健治甥

明治三年七月五日徒場入同四年十一月九日逃走同十二月十五日追捕入獄 寺 嶋 茂 作

此者儀湯屋へ浴湯ニ罷越戻リ之節店江脱置衣類數品盜取候始末不届ニ付去ル午年七月五日元仙臺藩中徒二年申付置候處役限未滿去未

仙臺藩格例

年十一月九日逃走同十二月十五日追捕入獄申付置候所律條竊盜一兩已上杖六十又凡徒流ノ囚人役限未タ滿スシテ逃走スル者ハ杖七十仍等配所ニ發シ其徒流原犯ノ年限ニ照シ新ニ拘役スト此者已ニ役スル事五百六日然ト雖モ徒場逃走スルヲ以テ更ニ論シ始メ犯ス所一兩已上杖六十又徒流人逃ノ條ニ據杖七十但新ニ拘役スル所ハ杖六十ヲ以テ二罪ニ論シ一ノ重キニ從テ杖七十可申付哉

縣下南町星久四郎

兄

明治三年七月二十四日徒場ニ入同年十一月五日逃走同五年二月晦日 友 四 郎 捕縛入獄同四月十日更徒場ニ入

此者儀縣下八ツ塚栽松院ヨリ蚊張等盜取候得共赦前ニ付被差免候所明治二年中岩城國へ立越身持放蕩所々酒店江相越飲酒シ候テハ價ヲ不差出或ハ賭博ヲ犯シ候始末重々不届ニ付去ル午ノ年七月廿四日元仙臺藩ニ於テ徒刑三年申付置候所已未十一月五日逃走當二月中追捕同四月十日杖七十更ニ徒三年申付候所律條竊盜一兩以上杖六十又凡財物ヲ賭シ博戯ヲ爲ス者ハ皆杖八十ト二罪已上俱ニ發一ノ重キ者ヲ以テ論スト則杖八十ニ該ルノ所徒役折シ八十日此者四月十日ヨリ六月二十九日迄ニ役使スル日數八十日ニ付徒刑被差免可然哉

舊四番卒當十四番

士族東助弟

明治三年八月二十九日徒場入同五年五月十三日他罪ニ付入獄同 須 田 由 藏 二十七日所決濟候上親類預

六五 (四七三)

此者儀所々人家江忍入衣類家具等拾品餘盜取候始末不届ニ付明治三年八月二十九日元仙臺藩ニ於テ徒二年申付置候所律條竊盜一兩已上杖六十徒役折シ日數六十日此者已ニ役スル六百六十四日ニ付徒刑被指免可然哉

(本)文由藏儀當五月中違令罪有テ吟味入獄中ノ日數十六日ハ通算セ

舊三番卒當十三番 土族甚七代

明治三年十月二日徒場入同十月二十五日病氣家ニ送ル同十一月五日徒場ニ歸ス壬申五月十日又以病氣ニ付親類預置

中塚久作

此者儀囚獄番人ニ詰居囚獄人定吉江懇意シ度々モスソ飯ノ餘リヲ實受同人濕瘡之藥ニ致度候間炭火相入吳候様頼ヲ肯(まま)へ消炭牢内へ入爲夫ケ板燒拔破牢ノ企致スヘリトシ候始末締番人ノ身トシテ不届ニ付明治三年十月二日元仙臺藩ニ於テ徒三年申付置候所律條凡獄卒金刃及ヒ他物ノ自殺スヘク及ヒ解脫スヘキノ具ヲ以テ囚ニ與フル者ハ杖一百ト若財ヲ受ル者ハ賊ヲ計ヘ枉法ヲ以テ重キニ從テ論スト枉法一兩已下杖六十ト仍テ重キニ從テ杖一百ノ所徒役折シ日數一百此者已ニ役使スル事五百八十九日仍テ徒刑被差免可然哉

(本)文久作儀病氣療養中宿下日數十九日ヲ除去

陸前國名取郡南方 増田町百姓千代吉

忰

明治三年十月十日徒場入 平 七

此者儀名取郡増田町日輪寺境内出火之節松五郎ト云者怪數由ニテ取押候節眞木ヲ以打躰シ同人頭上江數ケ所傷ケ或ハ土族本郷勇彌ト口論シ可被及双傷場合ニ至リ眞藏助治俱々取押落馬致サセ逐テハ大小ヲ取上村長江差出候始末不束ニ付明治三年十月十日元仙臺藩ニ於テ徒刑三年申付置候所律條凡圍毆瓦石槌棒等ヲ以テ人ヲ毆チ傷ヲ成サ、ル者ハ答三十傷ヲ成ス者ハ答四十ト又凡律令ニ正條ナント雖モ情理ニ於テ爲スヲ得ヘカラサルノ事ヲ爲ス者ハ答三十ト二罪以上俱ニ發ス一ノ重キ者ヲ以テ論スト則答四十ニ該候所徒役折シ日數四十日此者已ニ役使スル六百四十日仍テ徒刑被差免可然哉

(本)文土族本郷勇彌外連及候者其節所決相濟

縣下舊大工留兵衛

明治三年十月二日徒場入午間十月十七日逃 忰 米 吉

此者儀勇八等申合所々人家物置等之錠破リ押明ケ衣類等三十品餘盜取候始末不届ニ付明治三年閏十月二日元仙臺藩ニ於テ徒二年申付置候所同廿七日逃亡又犯罪ニ仍テ明治四年八月四日更ニ徒二年半元仙臺縣ニ於テ申付置候所律條竊盜二十兩已上杖八十ト徒役折シ八十日此者已ニ拘役スル三百二十一日仍テ徒刑被差免可然哉

(本)文連及勇八等其節所決相濟

縣下革師市之助

孫

明治三年十一月廿八日徒場入 橋本七之助

此者儀縣下二日町湯屋ヨリ衣類等五品盜取候始末不届ニ付明治三年十一月二十八日元仙臺藩中徒二年申付置候所律條竊盜一兩已上杖六十徒役折シ六十日此者已ニ役使スル五百六十四日仍テ徒刑被差免可然哉

宮城郡國分松森村

百姓

明治三年十一月廿八日徒場入 久 米 吉
同四年五月十二日病氣宿下ケ

此者儀鬱屈之症相煩羽州ヨリ相越居候光覺院次療相請候タメ宅へ相招キ診療ヲ請且卦ヲ起シ候得ヘ生靈死靈ノ崇有之一兩日之内血ヲ吐死ト又方角等承候得ハ辰巳ノ方ニ當リ一村ヲ司者ヨリ妻江奸通被致又ハ田地杯之儀ニテ揉合候儀有之夫ケ爲メ意趣相請候表ニ見候由被申段々勘辨候得ハ七八年前庄屋利吉儀其身留主中妻ト酒飲合居候ニ付揉合候儀有之同人親林太郎ニ田地之儀ニ付被申談候儀モ有之彼是方向モ符合シ候ニ付同人ニモ可有之哉ト疑ヲ興シ候得者右林太郎等ニ可有之ト光覺院申出候ヲ信シ病平癒致度ト一途ニ存込呪返返頼入夫カタメ逐々金子等吳渡候後モ度々金子貰受ル約定致候由等申懸候始末不届ニ付明治三年十一月二十八日元仙臺藩ニ於徒二年申付置候所律條凡律令正條ナシト雖モ情理ニ於テ爲スヲ得應カラサルノ事ヲ爲ス者ハ笞三十ト有之徒役日數ニ折シ三十日此者已ニ拘役スル百三十三日仍徒刑被差免可然哉

(本書) 本文光覺院ハ入獄之上生國江相歸候且久米吉病中宿下日數ハ不通算

仙臺藩格例

(本書) 論曰病テ治ヲ求ルハ患者ノ通情也況乎瘧疾ニ罹レル愚夫愚婦ニ於

テオヤ久米吉ノ如キハ罪無キニ邇シ光覺院ナル者ニ診察ヲ乞フ渠先ツ病ヲトシ事ヲ卦(象)ニ托シテ既往ヲ語リ末尾ヲ解キ月餘ニシテ吐血シテ死ニツクヘント慾ニ誑惑シテ財ヲ詐キ取ラント爲ルノ術中ニ陥ラル悲ムヘシ故ニ駭然恃ニ呪詛ヲ以テ報ルノ志有リト雖モ專ラ已ノ危篤ヲ免カレンカ爲ニシテ利吉父子ヲシテ疾苦センメントノ故ニアラス然ハ唯崇(祟)ヲ爲ス所ノ幽魂生靈ヲ遠サケンカ爲メノ呪詛返タルカ然リト雖モ律中魘魅呪詛ヲ行ノ事ヲ重ンス且罪狀判然ナラサル所アリ仍テ一ノ不應爲條輕キニ據ト雖モ實者無罪ヲ以テ論スルモ又可ナラン歟

當縣實屬舊四番卒

當十四番士族清太夫

父隱居

明治三年十二月五日徒場入 佐藤利太夫

此者儀門平間藏等ヨリ宮城國分原ノ町丈助江ノ書面ヲ詐爲シ米二俵欺取又ハ源七幸六俱々夜陰縣下曹洞宗妙心院ハ罷越金子借受度由申入被取喚候節布團等持出シ逃去候次第不届ニ付明治三年十二月五日元仙臺藩ニ於徒三年申付置候所得ル所ノ贓金合算十兩已上律條凡官私ヲ詐欺シテ財物ヲ取ル者ハ並ニ贓ニ計ヘ竊盜ニ準シテ論ス摺帶スル者モ又同シ仍杖七十二該候處徒役ニ折シ日數七十日此者已ニ拘役スル五百五十七日ニ付徒刑被差免可然哉

(本書) 本文源七幸六捕縛ノ際逃亡仕候由

縣下大町二丁目出生

無宿

明治三年十二月十八日徒場入 金 吉

此者儀縣下大町商高橋藤七店前ヨリ越後國商人ノ風呂敷包ノ内ヨリ金二十九兩盜取榮吉ト申者俱々費用候始末不届ニ付明治三年十二月十八日元仙臺藩ニ於テ徒二年申付置候處律條竊盜二十兩已上杖八十ト徒役ニ折シ八十日此者已ニ拘役スル五百四十四日仍徒刑被差免可然哉

本文榮吉儀其節處決相濟申候

當縣貫屬一番卒

當十一番士族久治

嫡子

明治三年十二月廿四日徒場入同 菱沼勘左衛門

當縣貫屬一番卒

當十一番士族忠治

嫡子

明治三年十二月廿四日徒場入 百井熊太郎

此者儀當縣下龜ヶ岡八幡宮隨身門ノ銅金具貳貫目取放シ竊取候始末不届ニ付明治三年十二月廿四日元仙臺藩ニ於テ徒三年ツッ申付置候所盜贓金五兩律條竊盜一兩已上杖六十ト徒役折シ六十日此者共已ニ拘役スル勘左衛門ハ五百一日熊太郎儀ハ五百三十八日仍徒刑被差免可然哉

本文連及舊卒佐藤萬次郎儀同罪ニ付徒三年被申付置候處當五月晦

日逃走尋中同卒庄子文左衛門儀モ同罪之所逮捕中逃亡仕候

縣下南染師町

商

明治四年二月十四日徒場入 喜 四 郎

此者儀江戸屋常吉所ヨリ股引ニ足騙取而已ナラス所々湯屋ヨリ衣類等拾數品盜取候始末不届ニ付明治四年二月十四日元仙臺藩ニ於テ徒二年申付置候所律條竊盜十兩已上杖七十ト徒役日數ニ折シ七十日此者已ニ拘役スル四百九十日仍徒刑被差免可然哉

當縣貫屬舊三番卒

當十三番士族新藏

養父隱居

明治四年二月晦日徒場入 本宮健三郎

此者儀夜陰人家數ヶ所へ忍入鍋釜等十品餘盜取候始末不届ニ付明治四年二月晦日元仙臺藩中徒二年申付置候所律條竊盜一兩已上杖六十ト徒役折シ六十日此者使役スル四百七十三日仍徒刑被差免可然哉

陸前國登米郡

上沼村無宿

庚午七月十二日徒場入未十 二月十四日大病ニ付宿下ヶ 七 郎 作

此者儀神職ト唱御一新之御趣意ヲ名トシ姦計ヲ以テ村民ヲ蠱惑シ新規ニ神社ヲ可取建ト相企候始末不届ニ付元登米縣ニオイテ徒一年申付置候所新律條中不應爲重ニ據杖七十ト徒役折シ七十日此者庚午七

月十二日ヨリ十二月十三日マテ拘役百五十五日仍テ徒刑被差免可然哉

陸前國牡鹿郡新田町

百姓

午ノ九月廿六日徒場入 長 八

此者儀元仙臺藩ニ於テ流刑ニ行ハレ所決相濟候金次郎ヲ尙親ノ復讐討シ候科ニ仍元石卷縣ニ於テ伺之上去ル午ノ九月二十六日終身流申付置候所先般伺相濟候金成驛管原清之助外一人同シ事件候所准流十年ニ付右長八儀右ニ照準シ准流十年引直シ可然哉之儀司法省ヘ相同可申哉

一 本文盜贓品數不分明多分十品已下三品已上數品二十品已下ハ

拾數ト有之且代價モ不分明候得共衣類之分ハ一品一兩ト見詰

家具雜品ハ二步之見詰ヲ以合算シ本文之通取調申候

一 本文元仙臺藩士族卒庶人三等之内卒ハ庶人ニ付シ實決シ士族

ハ賊ト雖モ閹刑ヲ以テ所斷シ候ニ付其儘ニ取調申候

一 本文日數申ノ六月廿九日マテヲ通算ス病氣等ニテ宿下ノ日數

除去

右之通新律御頒降以前元仙臺藩並元登米縣ニ於テ處斷流已下之者通計二十六人罪狀名新律ニ照準奉伺候

壬申六月廿九日